

Q1 「課税売上げ」とは何ですか？

「課税売上げ」とは、補助事業者が事業のために資産を売却し、貸付け、又は役務を提供した対価(資産の譲渡等の対価)である日本国内での収入が原則該当します。

なお、「課税仕入れ」と同様に、

- ・資産の譲渡等の対価でない(不課税)収入
- ・資産の譲渡等の対価だが課税されない(非課税)収入

は「課税売上げ」に該当しません。

下表に補助事業者の収入としてよくあるものについて、「課税売上げ」とそうでない収入をご参考まで例示しますが、全てを網羅しているわけではありませんし、表記載の経費についても一部例外もありますので、国税庁のタックスアンサー※等も併せてご確認ください。

※国税庁タックスアンサー(課税取引・非課税取引)

URL：<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/shou302.htm>

課税売上	消費税がかからない収入【課税売上】でない収入)	
	資産の譲渡等の対価でない収入 (不課税収入)	資産の譲渡等の対価だが 課税されない収入(非課税売上げ)
<ul style="list-style-type: none"> ・物品の販売収入 ・委託料収入などサービスの対価 ・事務所の賃貸収入 ・駐車場の賃貸収入 ・指定管理料収入 ・会費収入のうち役務提供等の対価であるもの(セミナー、講座等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金、助成金収入 ・寄附金、協賛金収入 ・会費収入のうち団体業務運営に必要な通常会費 ・給与、賃金収入 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の売却益 ・土地の賃貸収入(駐車場等を除く) ・預貯金、貸付金、国債等の利子収入 ・住宅の賃貸収入 ・介護保険対象となるサービスの対価 ・社会保険対象の診療報酬医療費 ・社会福祉事業等によるサービスの対価

Q2 「消費税の免税事業者」の定義を教えてください。

基準期間※1の課税売上高及び特定期間※2の課税売上高等が1,000万円以下の事業者は、その年(又は事業年度)は消費税等の納税義務、申告義務が免除されます。このルールにより消費税申告を行っていない事業者が「消費税の免税事業者」です。消費税申告を行わないため仕入控除税額が発生せず、本通知の対象となりません。

なお、課税売上高が1,000万円以下の事業者でも、課税事業者となることを選択することが

できることにご留意ください。

※1 基準期間 個人事業者は暦年単位で前々年、法人はその法人の事業年度単位で前々事業年度（地方公共

団体と異なり事業年度は4月1日～翌3月31日とは限らないことにご留意ください）

※2 特定期間 個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原

則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間のことをいいます。

Q3 消費税の「簡易課税制度」を選択した事業者とは何ですか？

基準期間（定義はA6参照）の課税売上高が5,000万円以下で、簡易課税制度の適用を受け
る旨の届出書を事前に提出している事業者を指します。

この場合、課税売上高に一定割合を乗ずることで仕入控除税額の計算を行うことになるため、補助金に係る消費税仕入控除税額が発生しません。そのため、課税事業者ではありますが本通知の対象から除外されています。

消費税の申告書（第1表）に簡易課税専用の様式を使うので、「簡易課税制度」を選択しているかどうかは前々年又は前々事業年度の申告書を見ることで確認できます。

（次ページ参考）

- ・人格のない社団等

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑤E）	①	円
特定収入の合計額（計算表2(1)⑩A）	②	
分母の額（①+②）	③	
特定収入割合（②÷③）	④	%

万円未満

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。